主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人松浦松次郎作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

二、控訴趣意(五)(訴訟手続の法令違反の主張)について。 論旨は、検証調書は刑事訴訟法第三二一条第二項後段(同規則第四一条)により 作成せられ、公判において証拠書類として取調べられたもののみが証拠力を有おい ものである。然るに原審裁判官は、第五回公判(昭和四〇年一一月一六日)に、 原審裁判所が昭和四〇年七月二〇日実施した検証調書中の検証の結果に、「 突地点付近から西方に彎曲してあるタイヤ痕とバスが停車した付近のスリップ は、前者を延長しても後者と連続するような関係にはない(同調書添付見取図 照)。このように同見取図記載のタイヤ痕(A)とスリップ痕(B) (B))の両者の延長線が符合しないのは、衝突した衝撃によりバスの車体が 長期にしてあると推測される(昭和四〇年五月四日付司法警 長期にしてあると推測される(昭和四〇年五月四日付司法警 長期によると述った。」を記述される(日本は 日本版版に注意)。」を記述される「第一三葉における横にスリップした例で 「第一三葉における横にスリップした例で 「第一三葉における横にスリップした例で 「第一三葉における横にスリップした例で 「第一三葉における横にスリップした例で 「第一三葉における横にスリップした例で 「第一三葉における横にスリップ」として判断が 「第一三葉における「第一三」として判断ない。」といて、「第一三葉における」として判断に 「第一三葉における」として判断に 「第一三葉における」として判断に 「第一三葉における」として判断の 「第一三葉における」として判断して対象に 「第一三葉における」として判断の 「第一三葉における」として判断の 「第一三葉における」として判断の 「第一三葉における」として判断して、「第一三葉における」として判断して、「第一三葉における」として判断して、「第一三葉における」として判断して、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」として、「第一三葉における」には、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一三葉により、「第一

長甲作成の実況見分調書添付写真第一二、第一三葉における横にスリップしたタイヤ痕跡に注意)。」を追加すると述べ、右部分をも検証調書の一部として判断の資料に供している。しかし、右追加文言は原審裁判官の検証の結果とは全然異なり、検証調書に対する一片の意見に過ぎず、それをもつて直ちに証拠とすることは許されない。かかる証拠能力のない記載を証拠とした原判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな訴訟手続の法令違反があるというのである。

(裁判長判事 松本勝夫 判事 海部安昌 判事 深谷真也)